**盛土規制法　手続の要否の判定フロー（一時的な土石の堆積）**

いいえ

いいえ

土石の堆積を行う計画である

はい

公共施設用地での工事である（注１）

はい

いいえ

はい

災害の発生のおそれがないと認められる工事である（注２）

（地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cm以下　等）

工事は、以下の①又は②に該当する

〈一時的な土石の堆積〉

□ ① 最大時に堆積する高さが５ｍ超かつ面積が1,500㎡超となる（　　　　ｍ,　　　　㎡）

□ ② 最大時に堆積する面積が3,000㎡超※となる（　　　　㎡）

はい

いいえ

工事は、以下の➊又は➋に該当する

〈一時的な土石の堆積〉

□ ➊ 最大時に堆積する高さが２ｍ超かつ  
面積が300㎡超となる（　　　　ｍ,　　　　㎡）

□ ➋ 最大時に堆積する面積が500㎡超※となる（　　　　㎡）

いいえ

工事を行う場所は、宅地造成等工事規制区域内である

はい

はい

いいえ

手続不要

届出が必要

許可申請

手続が必要

許可申請手続が必要

＊定期の報告 手続対象規模

※土石の堆積を行う土地の地盤面と堆積した土石の表面との標高差が30cm以下の部分を除く。

注１・２については「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請の手引き」を参照してください。